

# 保存樹木等の指定について

本市では、静岡市みどり条例の基本理念にのっとり巨樹・古木によるみどりの保全を図るため、特に保存する必要がある樹木又は樹林を「保存樹木(林)」として指定し、維持管理行為に対して予算の範囲内で必要な支援を行います。

## 指定の対象となる樹木等

**対象区域** 静岡都市計画区域内

**指定基準** 次のいずれかに該当し、健全で、かつ、地域に親しまれ、その保存及び継承が重要と認められるもの【静岡市みどり条例施行規則第4条】

【樹木】 ア 1. 5メートルの高さにおける幹の周囲が1. 5メートル以上あるもの  
イ 樹高が15メートル以上あるもの  
ウ 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あるもの  
エ はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上あるもの

【樹林】 ア 樹木の集団の存する土地の面積が500平方メートル以上であるもの  
イ 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上あるもの

※ 官地に位置する樹木等又は公共が所有する樹木等は除く

## 助成に関すること

**対象事業** ア 保存樹木等の管理に関する事業  
イ 損傷した保存樹木等の修繕に関する事業  
ウ 災害等により倒木した保存樹木等の復旧に関する事業  
エ その他、市長が必要があると認める事業

**補助金** 補助金の額は、保存樹木等の保存行為に要した費用の2分の1以内の額とし、一行為あたり30万円を上限とします。

※ 補助金の交付の申請は、原則として一保存樹木等あたり、年1回までとします。

※ 補助金の交付の決定は、原則として申請があった順に行うものとします。

**その他** 維持管理に必要な資材(ホウキ・軍手など)の支給を申請に応じて行います。



お問い合わせ

〒420-8602 静岡市役所都市局都市計画部  
緑地政策課緑化推進係

TEL 054-221-1249